

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成19年 9 月14日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 柳 沼 清 美

割賦販売法の抜本的改正を求める意見書

クレジット契約は、商品の販売と代金の回収が分離されることから、販売業者は購入者の支払能力を考慮することなく高額商品を販売でき、クレジット会社から立替金を取得した後は誠実な対応をする動機付けがなくなる。また、個品方式のクレジット契約においては、クレジット会社は営業活動の大半を加盟店に委託しているため、加盟店の販売行為に対する審査が不十分になりがちで、構造的危険性から生じる悪質商法被害・過剰与信被害が多発している実態がある。

被害の防止と取引適正化を実現するためには、クレジット会社がクレジット契約の構造的危険性を防止する責任を負い、発生した損害を負担する法制度を整備することが重要であり、これによって初めて消費者に対して安全・安心なクレジット契約が提供されることになる。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2 クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。
- 3 1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4 個品方式のクレジット事業者（契約書型クレジット）について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月19日